

平成28年労第123号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB学校（以下「学校」という。）に採用され、校用技師として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午後〇時ころ、学校敷地内の除雪作業を行っていたところ、凍結面で足を滑らし転倒し（以下「本件災害」という。）、頸部を負傷したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「急性脊髄不全麻痺、頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の日記、D病院の証明書、D病院作成の請求人の受診日と処置内容が記載された表、校用業務作業日誌等を提出し、本件災害によって脊髄の圧迫症状が現れ、握力低下の異変が起きた旨主張している。

しかしながら、D病院作成の請求人の受診日と処置内容が記載された表によれば、本件災害発生当日については、診療はせずにCDR発行のみであり、翌日の病名及び処置の内容は、本件災害発生前の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで〇回にわたるものと全く同様であって本件災害に関する記載は認められない。

また、請求人の日記及び校用業務日誌においても、本件災害発生に関する記述は一切認められない。

さらに、請求人は手の写真を提出し、打撲による左手のあざと右手のはれ、変色がある旨主張しているが、請求人は、労働基準監督署の聴取において、「転倒した際、体を支えるため左腕を打ち付け、左腰と背中の中側のあたりを打ち付けました。」と申述しており、手の打撲については申述していない。

以上のおり、当審査会においても、本件一件記録を改めて精査したが、本件災害の発生を裏付ける事実は確認できない。

(2) また、請求人は、除草作業で痛めていた肩や首、腰や下肢の関節を本件災害により重症化させた旨申述している。

しかしながら、E医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、本件災害発生前後で撮影されたMRIを比較し、要旨、「今回の“受傷”以前より頸髄症と診断を受けている。今回の“受傷”後のMRI所見は、それ以前の

MR I（平成〇年〇月）と同じ所見であり、外傷の所見は全く見あたらない。そのため脊髄損傷の所見も認めず、頸椎症の所見があるのみである。」と述べており、平成〇年〇月〇日の前後において請求人の所見に変化は認められないことから、平成〇年〇月〇日に請求人の症状に影響を与えるような事象が発生したことは確認できない。

(3) したがって、請求人が主張する本件災害は、その発生を裏付ける事実が認められず、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、当審査会において、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。